

少年事件の簡易送致について（例規通達）

（平成26年 5 月19日佐本少発第133号）

◎ 概要

軽微な少年事件の厳正かつ迅速な捜査と少年の要保護性等に応じた処理を確保するため、少年事件簡易送致の運用について必要な事項を定めたもの。